

旭川市介護サービス等事業者物価高騰対策支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格及び物価高騰の影響を受けながらも、高齢者の日常生活に欠かせないサービスを提供している介護サービス等事業者に対して、介護サービス等事業所の事業運営の負担を軽減し、安定した介護サービス等の提供の継続を支援するため、介護サービス等事業者物価高騰対策支援金（以下「物価高騰対策支援金」という。）を交付することに関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 物価高騰対策支援金 介護サービス等事業所における食材費、ガス代及び燃料代の価格増額分に対して、市が支給する支援金をいう。
- (2) 介護サービス等事業者 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定するサービスを提供する指定事業者、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する施設等の認可を受けた又は届出をした事業者、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。別表において「高齢者住まい法」という。）に規定する住宅の登録事業者及び旭川市の委託を受けた生活支援ハウス運営事業者をいう。

(支給対象者)

第3条 物価高騰対策支援金の支給の対象となる介護サービス等事業者は、令和4年11月1日時点において、旭川市内に別表に定める事業所を有し、当該事業所について同年4月から11月までの間に介護サービス等の提供実績があり、令和5年3月31日まで廃止又は休止する予定がないものとする。

- 2 一の法人において、複数の事業所を有している場合は、原則として、当該複数の事業所分を一括して支給する。

(支給対象経費)

第4条 物価高騰対策支援金の支給対象経費は、別表の対象経費欄に掲げるものについて、次のいずれかの方法により算定する。

- (1) 令和4年4月から11月の任意の一月に要した対象経費の支出額と前年同月に要した対象経費の支出額の差額に1.2を乗じる。
- (2) 令和4年4月から11月の任意の一月に要した対象経費の支出額に、次の率を乗じた額の合計額に1.2を乗じる。

食材費	5.75%
ガス代	11.74%
燃料代（車両燃料代含む。）	12.74%

(物価高騰対策支援金の支給額及び回数)

第5条 物価高騰対策支援金の支給金額は、別表に掲げる支給上限額と前条により算定した支給対象経費のいずれか少ない額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- 2 支給上限額は、令和4年11月1日時点の定員により算定する。
- 3 1事業所当たりの交付回数は、1回限りとする。

(申請期限)

第6条 申請期限は、令和5年1月31日までとする。ただし、市長は、やむを得ない事情が生じたときは、申請期限を延長することができる。

(物価高騰対策支援金の支給申請等)

第7条 物価高騰対策支援金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、旭川市介護サービス等事業者物価高騰対策支援金支給申請書兼請求書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業所内訳表(差額による算定)(様式第2号(その1))
 - (2) 事業所内訳表(物価上昇率による算定)(様式第2号(その2))
- 2 郵送による申請は、消印の日が前条に定める申請期限を超えないものを有効とする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。

(支給の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その支給の可否を決定し、旭川市介護サービス等事業者物価高騰対策支援金支給決定通知書(様式第3号)又は旭川市介護サービス等事業者物価高騰対策支援金支給却下通知書(様式第4号)を申請者に対し、交付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により支給を決定された事業者(以下「支給決定事業者」という。)に対し、口座振込により物価高騰対策支援金を支給する。

(受給の辞退とみなす事項)

第9条 市長が前条第1項の規定による支給決定を行った後において、申請書の不備に伴う振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市長が支給決定事業者に対する連絡・確認に努めたにもかかわらず、市長が別に定める期限までに不備が解消されず、支給ができなかったとき、その他支給決定事業者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、物価高騰対策支援金の受給を辞退したものとみなす。

(無効となる申請)

第10条 一の申請者が、同一の事業所及び事業所種別で物価高騰対策支援金を2回以

上申請したときは、当該2回目以降の申請を無効とする。

(支援金の返還)

第11条 市長は、支給決定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、支給した物価高騰対策支援金の全部又は一部を返還させるものとする。ただし、市長が特にやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 虚偽その他不正な手段により物価高騰対策支援金の支給を受けたとき。
- (2) 法令若しくはこの要綱の規定に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

(関係書類の保管)

第12条 支給決定事業者は、物価高騰対策支援金の支給に関する対象経費の支出証拠書類について、物価高騰対策支援金の支給を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して、5年間これを保管しなくてはならない。

(検査等)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、物価高騰対策支援金の支給に関して、支給決定事業者に報告を求め、又は調査を行うことができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、物価高騰対策支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年12月20日から施行する。

別表

区分	入所施設	通所施設	その他
法令	介護保険法 老人福祉法	介護保険法	介護保険法 老人福祉法 高齢者住まい法
事業所 種別	①特別養護老人ホーム ②介護老人保健施設 ③介護療養型医療施設 ④介護医療院 ⑤短期入所生活介護（単独施設） ※基準該当事業所を含む ⑥認知症対応型共同生活介護 ⑦介護付き有料老人ホーム ⑧サービス付き高齢者向け住宅 ※特定施設入居者生活介護の指 定施設に限る ⑨養護老人ホーム ⑩軽費老人ホーム ⑪生活支援ハウス	①通所介護 ※認知症対応型，地域密着型 含む ②通所リハビリテーション ③小規模多機能型居宅介護	①訪問介護 ※夜間対応型，定期巡回・随 時対応型含む ②訪問入浴介護 ③訪問看護 ④訪問リハビリテーション ⑤居宅介護支援 ⑥介護予防支援 ⑦福祉用具貸与 ⑧住宅型有料老人ホーム ⑨健康型有料老人ホーム ⑩サービス付き高齢者向け住宅 ※特定施設入居者生活介護の 指定施設以外
対象 経費	食材費・ガス代・燃料代		車両燃料代
支給 上限額	1 定員当たり 9,000円	1 定員当たり 2,000円	1 事業所当たり 20,000円

- 1 同一事業所において，異なる種別の事業を一体的に実施している事業所は，1 事業所として算定する。
 - (1) 介護予防，第1号事業は，介護事業の1 事業所・施設として算定する。
 - (2) 特別養護老人ホーム，介護老人保健施設，介護療養型医療施設，介護医療院，軽費老人ホームに併設している短期入所生活（療養）介護（ショートステイ）は，定員を入所施設に加算して算定する（空床利用を除く）。
 - (3) 認知症対応型共同生活介護に併設している通所介護（共用型認知症対応型）は，定員を入所施設に含め，入所施設1 施設として算定する。
- 2 訪問介護事業所のサテライト事業所は，本体事業所1 事業所として算定する。